

# 意見書

平成 21 年 2 月 9 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-0001

住 所 とうきょうとみなとくらのもん 東京都港区虎ノ門 2-10-1

氏 名 イー・モバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう  
代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先 企画部

*mail :*

*TEL*

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する提案募集」に関し、別紙のとおり提案します。

**【総論】**

この度、モバイル市場・固定ブロードバンド市場における環境変化、これらの市場と通信プラットフォーム市場・コンテンツ市場との関係の緊密化、今後の固定通信市場とモバイル市場の融合等の環境変化に対応して電気通信市場における公正競争環境を確保する観点から接続ルールの在り方について検討が行われることを、高く評価するとともに、弊社のような新しい技術でブロードバンド革命をおこして日本の通信市場を活性化しようと意欲的に取り組むベンチャー企業にも意見を述べさせていただく機会を与えていただき、感謝しております。

特に、平成 16 年の第二種指定電気通信設備制度の創設以来、今まで、オープンに議論する機会が無かったモバイル市場に対してレビューが行われることは、モバイル市場が通信市場を牽引し国民生活に無くてはならないものになっている状況を鑑みても、時宜を得た適切な判断であり、本取組みによって公正競争環境が確保され多様な形態での新規参入を促進させることが出来れば、更なる市場の拡大が見込めるものと考えます。

また、新規参入の意欲を有する事業者にとってよりよい競争環境となるよう、弊社意見などを今後の政策立案に反映していただくことを強く要望します。

弊社が、意見提出させて頂く内容の主旨は以下の通りです。

**■「今後の固定とモバイルの融合を見据えつつモバイル市場に着目した政策」**

モバイル市場は、需要が固定からモバイルにシフトし、携帯電話利用者が既に 1 億人を超えている状況だけを考えても、現在利用者に及ぼす影響が最も大きい通信サービスであり、またこれまでの地域通信市場については、NTT東西殿の固定通信しかない独占状態に移動体通信が参入し、NTTドコモ殿一社だけでなく、新規事業者も参入したので競争状態であるという既成概念にとらわれることなく、今後はLTEなど本格的なモバイルブロードバンド市場の立ち上がりが見込まれることも考えあわせると、まだまだ市場の拡大が見込まれる市場と考えますので、競争を更に促進する観点から競争政策を行う必要があると考えます。しかしながら、固定電話と比較し高額な接続料金については、第二種指定電気通信設備に指定されている対象ですら、今まで接続料原価の適正性や料金の水準感について検証もしくは議論されたことがないため、モバイルの接続料金の適正性の確保延いては低廉化に向けた取組みが必要な時期にきていると考えます。

そのためには、まず、第二種指定電気通信設備における接続料金が、「適正な原価」により算出されているかを検証し、料金水準を客観的に判断することが出来る指標を設けたうえで、第二種指定電気通信設備を設置する事業者をふくめて、接続料金

水準の全体的な引き下げを進める検討をおこなうべきと考えます。

他方、日本通信殿～NTTドコモ殿間のMVNO接続協議の紛争処理委員会での検討経緯、MVNO事業化ガイドラインの策定、モバイルビジネス研究会における端末販売奨励金と利用者料金、接続料金との関係の整理といった近年の複数の事例が示唆していることは、第二種指定電気通信設備制度の在り方が、電気通信事業法に規定されている趣旨に対して十分に機能していないことの証左であり、このことから本制度の抜本的な見直しが必要な時期に来ていると考えます。

さらに、モバイル市場においては、2010年代初頭に3.9世代サービスの導入が予定されており、このような技術の進展によってモバイルでもブロードバンド化が進捗することになれば、今後は、固定とモバイルの市場は融合し、相互間での競争が発生することになり、モバイル市場における第二種指定電気通信設備制度の在り方が益々重要になると考えます。

具体的な第二種指定電気通信設備制度の見直しとしては、接続約款の届出制から認可制への移行、接続会計の導入等による接続料金の適正化の確保といったものが挙げられますが、NTT再々編の議論も踏まえて、検討を進めるべきと考えます。

検討項目		具体的内容
1. モバイル市場の公正競争環境の整備	(1) 第二種指定電気通信設備制度の検証	<p>1) ①この点が、設備のボトルネック性に起因した規制である第一種指定電気通信設備制度とは異なるが、上記市場環境の変化等を踏まえ、両指定電気通信設備制度間の規制根拠の差異についてどのように考えるか。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種指定電気通信設備制度については、設備のボトルネック性を根拠に電気通信事業法（以下、「事業法」とする）第33条（第一種指定電気通信設備との接続）による規制が行われており、第二種指定電気通信設備制度については市場シェアに基づく市場支配力を根拠に事業法第34条（第二種指定電気通信設備との接続）による規制が行われています。その規制の主な内容は、接続規制や接続に係る料金規制、禁止行為についてです。</li> <li>・また、市場支配力を有する事業者は、事業法とは別に独禁法の適用も受けています。</li> </ul> <p>【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種指定電気通信設備制度は、規制を受ける対象がNTT東西殿であり明確であること、設備のボトルネック性の問題点は諸外国の電気通信分野でも共通して類型化されていること、その規制手法についてもルール化（非裁量性）、明確化（予測可能性）、及び適正な手続きを整</li> </ul>

備していくことが可能であることから、概してわかりやすい規制となっています。

・他方、第一種指定電気通信設備制度に比べて、第二種電気通信設備制度は独禁法と同じ市場シェアに基づく市場支配力が規制の根拠となりながらも、独禁法のような一般法とは異なる特別法としての規制の特色が活かされているのかどうか、競争促進として十分に効果的に機能しているのかどうか問題となっていると考えます。

・特に、現在行われている競争評価の市場画定について、固定市場・モバイル市場と分けた市場で見るのではなく、固定とモバイルを融合した全体の市場でみた場合での、例えばNTTドコモ殿が持つ市場支配力が市場にどのような影響を及ぼすのかといった観点でも、第二種指定電気通信設備制度を検証する必要があると考えます。

#### 【対応】

・第一種指定電気通信設備制度と同様なルール化（非裁量性）、明確化（予測可能性）、及び適正な手続きの整備が第二種指定電気通信設備制度にも必要と考えます。

・特に、携帯電話の接続料金については、「適正な原価」の精査、利用者料金と接続料金の関係についての検証が必要と考えます。

②また、両制度の規制根拠の差異に起因して、第一種指定電気通信設備を設置する事業者には、接続約款の認可制・接続会計の整理義務等が課される一方、第二種指定電気通信設備を設置する事業者には、接続約款の届出義務が課される等の規制の差異が生じているが、両者の規制根拠の差異に照らして現行の規制の差異についてどのように考えるか。

#### 【現状】

・固定電話については、NTT東西殿が設定する利用者料金にもプライスカップなどの規制がかかっており、また、接続料金についても、第一種指定電気通信設備制度（接続約款の認可制・接続会計制度）により規制がかかっています。

・一方で、携帯電話の料金は、利用者料金にも規制がかかっておらず、接続料金は届出制であるけれども客観的なチェックが機能していないという現状が、海外と比較しても高いとされている携帯電話の利用者料金の高止まりの一因になっていると考えます。

		<p><b>【問題点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的に規制下にある料金が問題となる原因は大きく2つあります。関連する料金を管轄する機関が異なる場合か、もしくは、関連する料金の規制方法が異なる場合です。</li> <li>・関連する料金の規制方法が異なることにより大きく問題となっているのは、携帯電話の利用者料金と接続料金の関係、固定電話と携帯電話間の接続料金の関係です。</li> <li>・携帯電話市場に関しては、弊社が新規参入したことにより競争が促進されてきているところではあるものの、利用者料金の水準がまだ高いといわれることは、接続料金の水準が下がっていないことが原因と考えます。接続料金は利用者料金のコストに相当する部分であり、接続料金水準の硬直化は利用者料金を高止まりさせる要因にもなってきます。</li> <li>・また、固定～携帯間の利用者料金水準が低廉化されない原因についても、携帯電話の接続料金が大きく影響しています。</li> </ul> <p><b>【対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>現行の第二種指定電気通信設備制度における接続料の設定については、今回の「接続ルールの在り方」におけるオープンな議論を通じて、接続料算定方法におけるコンセンサスの構築、接続事業者及び総務省殿が接続料の妥当性を客観的に検証するプロセスを設けるなど、スキームの透明化の確保に努めるべきと考えます。</u></li> </ul> <p>※参考【別添資料①】：NTTドコモ殿の接続料の推移</p>
	2)	<p>①第二種指定電気通信設備制度において、標準的接続箇所やアンバンドルに関する考え方を整理し必要な仕組みを設けることについてどのように考えるか。</p> <p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「モバイルビジネス活性化プラン」にてMVNO新規参入の促進がはかられ、MNOによる標準プランの策定や情報開示が積極的に行われるようになったことは、接続のプロセスの透明性を高めた非常に有意義な政策と考えます。</li> </ul>

	<p><b>【問題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・しかしながら、そのようなガイドラインが必要なこと自体、現行の第二種指定電気通信設備制度が有効に機能していないのではないかという問題があります。</li> </ul> <p><b>【対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後においては、第二種電気通信設備制度について抜本的な見直しを行い、標準的接続箇所やアンバンドルについては、ルール化していくといった制度設計が必要と考えます。</li> </ul> <p><b>②仮に考え方を整理する場合は、どのような点に留意しつつ、どのような考え方を採用することが適切か</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第二種電気通信設備制度における標準的接続箇所やアンバンドルについては、以下の2点に留意することが必要と考えます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <u>現行の垂直モデルに依存せず、どのレイヤーで接続するか技術的に可能かどうかの検証</u></li> <li>➤ <u>接続事業者が、音声やデータ通信などサービス形態に応じて、サービスや料金を柔軟に設定できるかどうかの検証</u></li> </ul> </li> </ul>
3)	<p><b>①接続料算定の透明性向上を図る観点から、「適正な原価」や「適正な利潤」の明確化を図ることについてどのように考えるか。</b></p> <p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第二種電気通信設備制度では、第一種電気通信設備制度にあるような接続会計がないため、適正原価の把握は非常に難しく、さらには、第二種電気通信設備制度では接続約款が届出制ということもあり、接続料の算定プロセスは開示されておらず、また接続事業者等を交えたオープンに議論を行うスキームがないというのが現状です。</li> </ul> <p><b>【問題点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話の接続料金は高止まりしていますが、算定プロセスが開示されていないため、なぜ高いのかを検証することも出来ませんし、接続事業者にとって事業への影響が大きいにも関わ</li> </ul>

らず、接続料金に対して意見を申し述べる機会もありません。

【対応】

・まずは、適正原価の算定プロセスの明確化が必要と考えます。原価の範囲、算定期限、算定方法の基本的な考え方等の整理を行った上で、その設定される接続料については、第二種電気通信事業者が説明する責任があると考えます。

・また、その算出された接続料が、第二種電気通信設備を設置する事業者が設定する利用者料金との関係において逆ざやが発生するなど競争を阻害している可能性がある場合には、利用者料金との関係において、接続料金の妥当性を検証すべきと考えます。

②仮に明確化を図る場合、第一種指定電気通信設備制度における「適正な原価」や「適正な利潤」の内容や算定方法との関係を踏まえ、「適正な原価」・「適正な利潤」の内容や算定方法についてどのように考えるか。

・接続料金原価において、どのコストを対象としているかを明確化することが重要と考えます。

・「モバイルビジネス活性化プラン」では、利用者料金について、通信料金と端末価格の分離、販売奨励金に係る会計整理の明確化などが行われ、利用者にとってわかりやすい料金の設定が行われるようになりました。

・接続料金についても同様に、その接続のためにどの費用（設備コストなど）が算定の対象となるかの明確化を行うことが最も重要です。これについては、利用者料金収入で回収しているコストは費用から控除することも必要ですので、費用・収入・トラヒック（回線数）等についても把握することが重要です。

・たとえば、携帯電話の接続料として対象となるのは、あくまで音声通話だけであり、トラヒックセンシティブなコストやトラヒック関連費用がすべて接続料のコストに参入されるわけはありません。音声通話の接続に必要なコストをどう切り分けするのかといった検討が必要と考えます。

・「適正な原価」の考え方としては以下のとおりと考えます。

- ① 算定対象となる費用の明確化（接続料金に関係のない費用は除くこととする、接続料以外で回収する収入に相当する費用は除くこととする）

- ② 算定対象となる設備の範囲の明確化（接続料金の対象となる設備を特定し、その設備に関する原価の算定を行うこととする）
- ③ 費用はなるべく直課の設備と費用を明確化する。費用についてはなるべく直課することとし、直課可能な費用と配賦しなければならない費用を明確化
- ④ 配賦基準の明確化
- ⑤ 配賦に使用する数値の考え方、数値の開示

・特に、営業費用については、接続料に含めるべきでない営業費用の精査が必要であると考えます。端末コストや端末開発の研究費のような電気通信サービスと関連のない費用については当然、会計上で区別されるべきです。接続料の対象とならない営業費用の例としては、第一種指定電気通信設備制度でのスタックテストにあげられているような営業費のほかにも、施設保全費（社員食堂、社員の福利厚生施設）、共通費（営業所における共通的作業の費用）、試験研究費（NTT持株会社への上納金、のれん代など）が考えられます。接続料に含めるべきでない営業費用についてはひとつひとつ精査する必要があります。

・配賦に使用する数値については、例えばトラヒック按分の場合など、接続料を設定する事業者内で終始するトラヒックと、接続事業者とのトラヒックは、例えば、2:1の比率で算定するなど、他網との接続と事業者網内に終端する通信のコストが異なると考えられる場合は、留意が必要です。

4)

**【現状】**

- ・第二種指定電気通信設備制度では、接続料の算定方法についての規定はありませんが、サービス別収支の算定方法にその費用配賦についての規定があります。
- ・第一種指定電気通信設備制度と同様に、第二種指定電気通信設備制度においても、会計の統一性は担保するのがよいと考えます。

**【問題点】**

- ・算定方法については、まず「適正原価」と「適正利潤」について検証をおこないコンセンサスを得るためにガイドライン等を策定することは有益な取組みと考えます、それでもなお、接

続料を継続的に検証するには十分ではありません。その理由としては以下の4点があげられます。

- 第一種指定電気通信設備制度のように接続会計がないため、算出に必要なデータを事業者が持っていない、もしくは公表されないこと
- 第一種指定電気通信設備の接続会計のように管理部門と利用部門とに分けて事業者自ら行う営業活動に関する振替が行われていないため、一部を切り出して算出する接続料が接続事業者と第二種指定電気通信設備を設置する事業者との間で公平性が担保されず、接続事業者にとって不利な接続料が設定される可能性があること。
- 移動体市場は固定市場に比較して、技術革新が早く、また周波数の関係によって、接続料の原価に過大な費用が反映される可能性があること。
- 接続約款が届出制のままでは、接続料の妥当性をオープンに検証する機会がないこと。

#### 【対応】

・第二種電気通信設備制度においても、第一種指定電気通信制度と同じく、将来的には、規制会計（電気通信事業会計・接続会計）の導入を検討すると共に、接続約款の認可制への検討も行っていただけるよう要望します。なお、規制コストとの関連においては、新たな制度を導入することによるメリットを勘案しつつ、あわせて検討すれば良いと考えます。

・また、事業者による算定方法の説明とは別に、算出された接続料の妥当性を検証し、事業者自らが適切な接続料金を設定するようインセンティブが働くしくみが必要と考えます。

・具体的には、第二種指定電気通信設備制度においても、競争を阻害している可能性がある場合にはスタックテストを行うこと、サービスベースの競争を促進するためには、接続料金だけでなく、卸料金の公表などを義務付けることも効果的と考えます。

・なお、検証方法は、第一種指定電気通信設備制度で行われているスタックテストなど、実績のある手法なども参考にしながら導入を検討していくべきと考えます。

#### ※参考

「接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）の運用に関するガイドライン（2008

		<p>年2月総務省」より抜粋</p> <p>「スタックテストにおいては、利用者料金と接続料の差分を営業費相当分とみなし、当該営業費相当分が営業費の基準値を下回らないものであるか否かを検証し、当該要件に合致する場合、当該接続料の水準について、スタックテストの観点からは妥当と判断する。その際、検証の対象が接続料水準の妥当性であることにかんがみ、当該営業費には、顧客獲得に要する費用（販売促進費等）は含めないこととする。接続料設定事業者である東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電気通信事業会計における電気通信事業収益（電報収入を除く。）の対営業費（顧客営業、販売サポートのうち特約店に支払う取次手数料、宣伝及び企画に係るものを除く。別紙参照。）比率が20%弱（01～05年度の平均値）であることにかんがみ、本検証における営業費の基準値を利用者料金収入の20%とし、営業費相当分が当該基準値を下回っていない場合、当該接続料の水準について、スタックテストの観点からは妥当と判断する。」</p>
	<p>(2) ネットワークインフラの利活用</p>	<p>1)</p> <p>①鉄塔など設備の共用ルールの整備についてどのように考えるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄塔など設備共用は、環境整備の側面、社会的インフラとしても効率化して去べきであり、事業者にとってもコスト低減になることから、鉄塔共用のニーズは非常に高く、共用のルール化について検討を進めることは有用と考えます。</li> </ul> <p>②また、ローミングの制度化についてどのように考えるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先行している既存携帯事業者がすでに全国展開しているなかで、弊社の新規参入事業者の経験上からいけば、同等のエリアレベルまで拡大するのに相当数な期間を要することは避けられないため、ローミングは非常に有効な手段と考えます。</li> </ul>
<p>4. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方</p>	<p>(1) 接続料算定上の課題</p>	<p>1)</p> <p>①接続料で利益を稼ぐことを目的として、「不当に高額な接続料」を請求することは、電気通信事業法に規定する接続の拒否事由（法第32条第2号）に該当する可能性があると考えられるが、どうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮に、事業法第32条第2号の接続の拒否事由に該当するとしても、接続拒否を行うこと自体が利用者の利便性を大きく損なう可能性があるため、軽々に拒否を前提とした検討をおこなうこ</li> </ul>

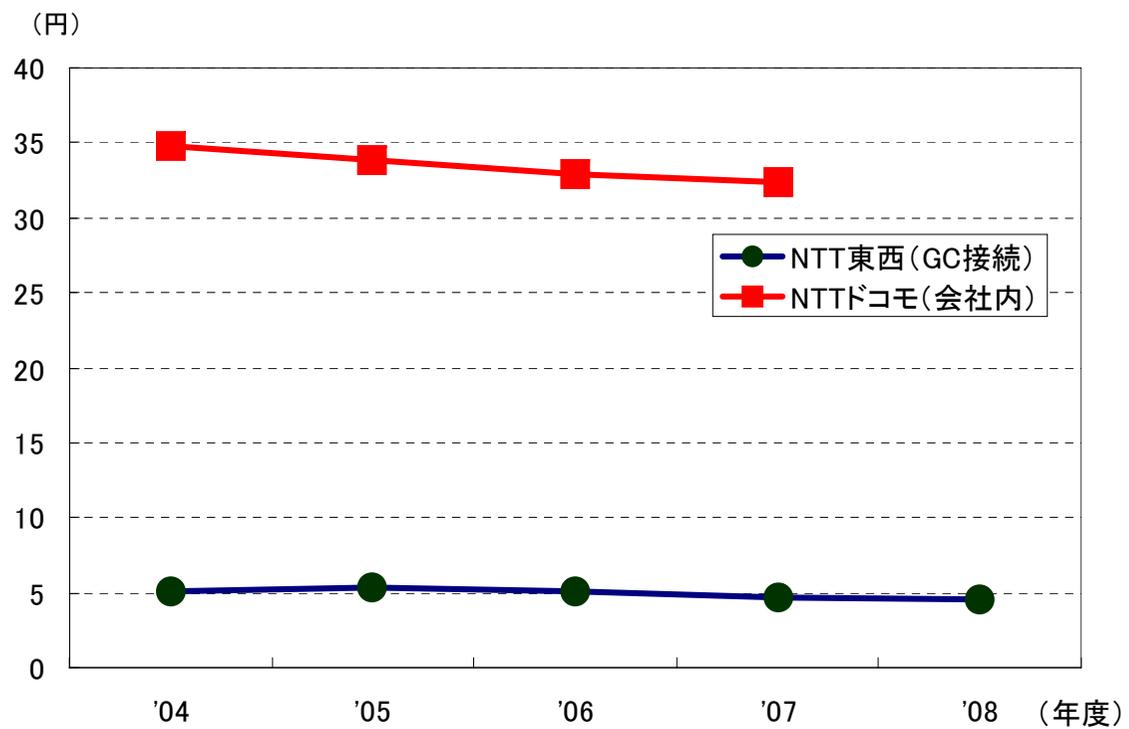
	<p>とは適切では無いと考えます。ただし、「不当に高額な接続料」と考えられる判断基準と事業者間等における解決方法については、一定の整理をはかる必要があると考えます。</p> <p><b>②ア コストに適正利潤を加えた事業者間均一料金の設定が義務付けられていない事業者は、当該義務付けがある事業者との関係では、自らの接続料を低廉化して請求するインセンティブが働きにくいこと</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接続料の低廉化インセンティブは、コストに適正利潤を加えた事業者間均一料金の設定が義務付けされているかの有無に直接関わり無く、客観的に検証できるスキームが設けられているかどうか重要な視点であると考えますが、「不当に高額な接続料」となりうる可能性があるのは、次の3点と考えます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 接続料原価に比較して、相当に接続料金が低い。</li> <li>② 営業費用相当分等を除いた利用者料金と比較して接続料が高く逆ざやになっている。</li> <li>③ 接続する事業者によって設定する接続料が異なり、それに起因して接続する事業者が同様のサービスを提供しようとしても実現できない。</li> </ul> </li> <li>・これらの観点から、算出された接続料が妥当なものであるかどうかの検証が必要になると考えますが、第一種電気通信設備制度のスタックテストなどはその検証方法のひとつであると考えます。</li> </ul> <p><b>イ 高額な接続料を設定する接続事業者については、当該事業者向け利用者料金にその分転嫁することの適否や転嫁する場合の利用者への影響</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者自らが高額な接続料金を設定しなくなるようなインセンティブの働く政策が効果的と考えます。</li> <li>・まずは、そのような高額な接続料を設定する事業者に料金の説明を義務づけさせることも必要と考えます。</li> </ul>
2)	<p>①ビル&amp;キープ方式では、互いの網に流出入する通信量が均衡している場合に適用し、通信量の均衡が崩れた場合はエンドエンド方式に移行するという運用が考えられるが、通信量の均衡・不均衡に係る基準は、どのような考え方で設定すべきか。</p>

		<p>・通信量の均衡が保たれているかどうかを導入の基準とすることについては、新規に参入した事業者および小規模事業者にとっては、一般的には不利になり、事業者間の公平性の担保されないため、導入自体が適切ではないと考えます。</p> <p>③ビル&amp;キープ方式と現行の接続制度との関係については、以下のような問題があるが、この点についてはどのように考えるか。</p> <p>・特に、第一種、第二種指定電気通信設備等に係る接続料については、接続する事業者によってビル&amp;キープ方式と現行の接続制度が混在するようになれば、接続料金の適正性と公平性の検証が出来なくなるため、適切ではないと考えます。</p>
	3)	<p>■「ぶつ切り方式」の検討</p> <p>・今回のNOIでは、「ビル&amp;キープ方式」のみがとりあげられていますが、ネットワークのIP化および固定通信と移動通信の融合等を考え合わせると、むしろ「ぶつ切り方式」などについて今後検討を進めることが必要と考えます。</p> <p>■通信事業者間における事後精算制度の廃止について</p> <p>【現状と問題点】</p> <p>・事業者間では、他業界ではみられない、接続料金の事後精算制度が存在します。</p> <p>・本制度については、総務省の「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について（平成19年3月30日情報通信審議会）」において「現行の事後精算制度は、適用年度の実績をより実態に近い形で接続料に反映させるという点では望ましいものの、事後に支払額が決定する仕組みであるため、予見性の確保という観点からは問題があり、また複数回に及ぶ精算は実務上煩瑣な面がある。このため、接続料の適正性が確保されることを前提として、事後精算制度を廃止し、接続料が事前に確定する方式に変更することが適当である。」との問題が示され、NTT東西殿の接続料では、すでに実績費用方式であっても、事後精算が廃止されています。</p> <p>・しかしながら、他事業者接続料（第二種指定電気通信設備の接続料金にも残存しています）における事後精算制度は未だ残っており、業界全体としての課題と捉えれば抜本的な解決には至っていません。</p>

		<p><b>【対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・通信業界全体の抜本的な見直しを行うためには、まずは、第二種指定電気通信設備の接続料金を手始めとして、NTT東西以外の他事業者接続料においても、事後精算制度が廃止されるような取組みを推し進める必要があると考えます。</li></ul>
--	--	--

以上

# 資料①:NTTドコモ殿の接続料(3分)の推移



出典:NTT東西殿、NTTドコモ殿公表接続約款より弊社作成